一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第九十一号東駿河湾広域都市計画道路事業三・四・十一号西間門新谷線
三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十三日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千六百六十九号名古屋都市計画道路事業三・四・三百四十三号西今宿東条線
三　事業施行期間　自平成七年十月九日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十九日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第二十四号名古屋都市計画道路事業三・四・三百二十号清須新川線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橿原市新堂町三九番一から五條市小山町一五三番一まで	前	B	八・三五～一一・五〇メートル	一五・三一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	八・三五～一一・五〇メートル	一二・八二二キロメートル	
	後	B	二二・八〇～三五一・八九メートル	一五・三一五キロメートル	
		A	二二・八〇～三五一・八九メートル	一二・八二二キロメートル	
五條市小山町一五三番一から同市上野町四五六番まで	前	B	二九・九六～三五一・八九メートル	九・八六三キロメートル	
		A	七・五〇～三八・四〇メートル	八・四一〇キロメートル	
	後	B	二〇〇・〇〇～二五四・〇〇メートル	九・八六三キロメートル	
		A	八・二〇～三八・四〇メートル	八・四一〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号、百七十五号及び百七十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福知山市字荒河小字声田和一二番七三から同市字荒河小字声田和一二番六二まで	前	一九・七七～二六・二一メートル	〇・〇四七キロメートル	
	後	一五・七四～二〇・三九メートル	〇・〇四七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	大阪府泉南郡岬町淡輪一五四一番二から同町淡輪五六三三番一まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阪南市鳥取中五八二番一から和歌山市西汀丁二六番まで	前	A	八・六〇～一〇七・二〇メートル	二一・四六二キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する区分をいう。
		B	二一・二〇〇～一六四・七〇〇メートル	九・〇九八キロメートル	
		C	二二・二〇〇～一八五・七〇〇メートル	九・三四二キロメートル	
		D	一九・〇〇～一六〇・〇〇メートル	二・〇四八キロメートル	
	後	A	八・六〇～一〇七・二〇メートル	二一・四六二キロメートル	
		B	二一・二〇〇～一六四・七〇〇メートル	九・〇九八キロメートル	
		C	二二・二〇〇～一八五・七〇〇メートル	九・三四二キロメートル	
		D	一九・〇〇～一六〇・〇〇メートル	二・〇四八キロメートル	
		E	一六・五一～七一・六九メートル	一・八六四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所